**別表十七の二（三）付表二**　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の89の３第３項各号（連結超過利子額の損金算入）に掲げる場合又は同条第４項各号に規定する場合に該当する場合に、同条第７項に規定する連結超過利子個別帰属額に係る同条第１項に規定する連結超過利子額が生じた連結事業年度ごとに記載すること。

2　「連結親法人又は連結子法人の超過利子額等で連結超過利子額とみなされるもの　⑴」及び「連結子法人の超過利子額等で連結超過利子額とみなされるもの　⑷」の各欄は、租税特別措置法第68条の89の３第３項第１号に規定する超過利子額又は連結超過利子個別帰属額を記載すること。

3　「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による引継対象超過利子額等　⑵」、「連結子法人の適格合併等による引継対象超過利子額等　⑸」及び「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による引継対象超過利子額等　⑻」の各欄は、租税特別措置法第68条の89の３第３項第２号に規定する引継対象超過利子額又は連結超過利子個別帰属額を記載すること。

4　「連結内適格合併等による引継額」の各欄は、連結法人を合併法人とする適格合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするものが行われた場合又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合に記載すること。この場合において、当該残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上あるときは、「合計（⑻＋⑬＋⑮）　⑯」の欄中「⑬」とあるのは、「（⑬を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載すること。

5　「連結内非適格合併による引継額」の各欄は、連結法人を合併法人とする非適格合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするものが行われた場合に記載すること。

6　「離脱をした連結子法人の連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（当該連結子法人の⑺）　⑰」の欄は、租税特別措置法第68条の89の３第４項に規定する場合（同項第１号に規定する適格合併を行つた場合又は同項第２号に規定する残余財産が確定した場合を除く。）に該当する場合に、同項各号に規定する連結超過利子個別帰属額を記載すること。

別表二十一の㈠中「関西国際空港用地整備準備金」の下に「、中部国際空港整備準備金」を加え、同表の㈡中「関西国際空港用地整備準備金積立額」の下に「、中部国際空港整備準備金積立額」を加える。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十五年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新規則別表十七㈡から別表十七㈡の三付表までの書式は、法人の平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

3　新規則別表十七の二㈠から別表十七の二㈢付表一までの書式は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が平成二十五年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

**第三条**　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日（以下この条において「福島復興特別措置法一部改正法施行日」という。）の前日までの間における新規則別表六㈡十一の書式の適用については、同表の表中「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３」とあるのは「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２」と、「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等」とあるのは「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日」と、同表の記載要領第一号中「、第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の２の３第２項若しくは第３項（避難解除区域等」とあるのは「又は第17条の２の２第２項若しくは第３項（避難解除区域」と、同第十一号中「「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等　⑵」」とあるのは「「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日　⑵」」と、同号㈡中「、同条第１項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいう。⑵において同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあつた日）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第４条第４号イからホまで（定義）に掲げる指示の全て」とあるのは「及び同条第１項に規定する避難等指示」とする。